

民法における成年年齢18歳への引下げに関する一考察 — 立法過程の議論に焦点を当てて —

谷 口 聡

要 旨

2018年に民法の成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられる法律が制定された。この法律は、2022年4月1日に施行された。多くの欧米各国と同様に、わが国の成年年齢も18歳となったが、筆者は問題を感じている。

わが国における民法の成年年齢引下げの議論の発端は、憲法改正のための手続を定めた国民投票法の附則第3条が民法の成年年齢を引き下げること検討すべきことを明記したことに始まる。また、民法の改正法が2018年に制定された以降も、18歳および19歳の悪質商法被害の救済策などの議論ばかりが目立つ。

今般の民法における成年年齢引下げの意義は、若者が国家の完全な構成員として活躍できる社会を作り出すことであるとされる。その意義は非常に大きいだが、若者自身にとっての意義や利益も十分に検討されて、施策として実施されるべきであると筆者は考える。

I はじめに

わが国における私法の基盤をなす民法典において、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられる改正が行われた。すなわち、民法第4条は、改正前において「年齢二十歳をもって、成年とする。」と規定されていたところ、平成30年（2018年）の改正により、「年齢十八歳をもって、成年とする。」と改められた。この法律は、本年、すなわち、令和4年（2022年）4月1日に施行された。わが国の国内法体系において基礎の一角をなす民法典上の改正であることから、その他の法体系や民事特別法への影響は不可避であり、法律上大きな問題となっているが、この改正はそのような法律上の問題にとどまてはいない。日本という国家における完全な構成員（フルメンバーシップ）の資格を変更したわけであるから、社会的に大きな意義をもつこともまた当然なことである。

本稿では、民法学の視点からこの成年年齢引き下げに関する意義と課題について、筆者なりの考え方を示すことが目的である。前述のとおり、法律論のみならず、社会的に大きな問題であり、この問題に関する文献資料・情報や報道なども含めれば膨大なものとなる。筆者が本拙稿一編のみにおいて網羅的な視点からの議論をすることは不可能である。そこで、本稿では、民法学の視点から「立法過程」で行われた議論とそこで提示された資料を参照しつつ、その中で得られた筆者なりの知見と考えを示すことに限定させていただきたい。

II 問題の提起

成年年齢を20歳から18歳へ引き下げるということは、実質的意味として、これまで未成年として扱われてきた19歳と18歳の年齢の国民が成年としての資格を得ると同時にその責任を負うということである。これは、18・19歳の者の自己決定権が成年レベルに引き上げられるという意義を有する反面、成年としての法律上の責任を負担することを意味する。とりわけ、民法の規定において顕著であるのは、民法5条2項における未成年者の法律行為の取消権である。法律行為とは典型的には契約などであるが、未成年者が法定代理人（親など）の同意を得ないで行った契約などは無理由で取り消すことができ、取り消された契約などは無効となる。この未成年者取消権は、特に、悪質商法に対する救済策としてかなり有効なものであるため、18・19歳の者はこの未成年者取消権を今般の改正により失うことになる。

成年年齢引き下げの改正の問題は非常に多岐にわたるが、上述のような事情も相まって、今般の民法改正に関しては、「18・19歳の保護」とくに消費者被害からの保護などの側面から非常に活発な対応策が検討されている。

確かに消費者被害の問題は大きな問題であるが、この問題があまりにも大きくクローズアップされている反面、成年年齢引下げの意義はどこにあるのかという議論が影を潜めているというのが筆者の印象である。そこで、本稿では、立法過程の議論を検討しつつ、成年年齢引下げの意義はどこになるのかという視点を交えながら筆者の考えを整理してみたいと考える。

III わが国の成年年齢制定の歴史的経緯

1 満20歳が民法上の成年年齢とされた立法経緯

この節では、わが国の成年年齢が改正前の満20歳と民法上制定された立法の状況を概観する。この節の資料¹の引用はV章の法制審議会「成年年齢部会」提示のものである。

(1) 明治9年太政官布告第41号

わが国の旧憲法下において法律または勅令事項に該当したとされる「太政官布告」であるが、明治9年に第41号として以下の規定が発せられた。

「自今満貳拾年ヲ以テ丁年ト相定候」

これにより満20歳が成年年齢と定められた。

(2) 旧民法（明治23年法律第98号）

明治時代にわが国がフランス民法を模範として制定したいわゆる旧民法典が明治23年に制定され公布されたが、その第三条は以下のようなものであった。

「第三条 私権ノ行使ニ関スル成年ハ満二十年トス但法律ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」

1 「旧民法制定以前の成年年齢について（沿革）」
<https://www.moj.go.jp/content/000012405.pdf>（最終閲覧日2022年6月22日）

なお、旧民法は、施行されないまま、いわゆる民法典論争の後、明治31年法律第9号により廃止された。

(3) 民法(明治29年法律第28号)

明治29年に制定された現行民法においても以下のように規定された。

「第三条 満二十年ヲ以テ成年トス」

また、この現行民法は、平成16年に現代語化され、

「第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。」と定められて、現在に至っている。

2 学説による分析

明治時代にわが国の成年年齢は20歳とされたことが明らかとなったが、なぜ20歳という年齢をもって成年としたのかという根拠については、以下のような学説の分析がなされている。

(1) 高梨公之・高梨俊一見解²

『新版注釈民法』において第4条の注釈を分担執筆した高梨公之博士と高梨俊一博士の見解は以下のようなものである。

「明治期の制定法が、当時21歳から25歳程度(21歳とするものが比較的多い)を成年年齢と定めていた欧米諸国に比べて、やや若い20歳成年制を採用したことについて、当時の学説には、日本人の平均寿命の短さ、あるいは日本人の精神的成熟の早さを理由として挙げるものがある。現実的な理由としては、当時の立法者が、近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて、当時の国際的基準からいえばやや低く、それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を、律令を理由付けに、採用したと考えることができよう。なお、『全国民事慣例類集』には、20歳ないしそれ以上の成年期を定めた地方があることも記されており、本人保護を主な目的とする無能力者制度の趣旨からも、それまでの日本の慣行の中では高度な20歳を標準としたとする考察もある」としている。

(2) 米倉明見解

米倉明教授の見解は以下のようなものである³。

「なぜ成年は満二〇年とされたのかについて一言ふれておこう。明治九年四月一日太政官布告第四一号は「丁年」を二〇年と定めており、次いで旧民法人事編三条も同旨を定め、現行民法三条の起草者梅博士がこれを参酌し、他方では慣習も調査した結果(その結果は二一年となっているものがあるが、満年齢に直せば二〇年である)、西洋では二一年となっている例が多いのだけれども、日本人のように寿命の短い国民には二〇年が適当であろうし、また、日本人は他の国民に比べて、世間的知識の発達がすこぶる早いので満二〇年とするのが適当であろうというわけで、満二〇年をもって成年とすることとされたのである」としている。

2 高梨公之・高梨俊一著・谷口知平 = 石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)〔改訂版〕』[2002] 294頁以下。

3 米倉明『民法講義総則(1)』[1984] 108頁以下。

(3) 永田菊四郎見解

永田菊四郎見解は以下のようなものである⁴。

「…徳川時代において通常は、一五歳をもつて成年期とし、地方によって、一六歳、一七歳、一八、一九歳、二〇歳、二二、三歳、又は、婚姻の時をもって、成年期としたものと解すべきである。民法第三条の成年期が従来（前記明治九年太政官布告以降は別として）、慣習に従ったというのは、必ずしも、正確ではないように考えられる。しかし、それにしても、二〇歳とした地方は、割合に多かつたのであるから（二二、二三才という地方は極く僅少）、この点に比重をおくならば、慣習に従つたと解することもできる。本人保護を主な目的とする無能力者制度とも照し合せて、高度な二〇歳を標準としたものであろう」としている。

(4) 小括

当時の欧米諸国においては満21歳を成年とするところが多かつたにもかかわらず、むしろわが国では、それよりも低い年齢である20歳が成年年齢とされた。これについては、わが国の慣習なども影響はしているが、大きな根拠の一つは当時のわが国の平均寿命が欧米諸国よりも低かつたという事情があつたことが分かる。現代においては、日本人の平均寿命は世界各国の中でも群を抜いて高いわけであるが、今般の成年年齢引下げに関しては、この明治時代の考え方とは相容れない発想で立法がなされたということになる。

IV 成年年齢18歳への引下げの契機

1 国民投票法附則第3条

今般の民法における成年年齢引下げの議論の発端はどこにあつたのか。これについては、当然、そのような議論が起こる素地が存在したことは言うまでもないが、直接の契機となつたのは、平成19年（2007年）に成立したいわゆる「国民投票法」（「日本国憲法の改正手続に関する法律」）の中の附則第3条が置かれたことであるとされている。ここに議論の契機が存在したことは、後掲の法制審議会「成年年齢部会」の審議の中でも繰り返し確認されている。

いわゆる国民投票法は、日本国憲法第96条に規定される憲法の改正の手続に関して、具体的な手順を明記することを目的とした立法であつた。その立法目的自体は民法の成年年齢引下げとは直接的なかわりはないはずであつた。しかし、その附則第3条に以下のような条文が設置されたことがその発端となつた。同法では、国民投票を可能とする年齢が18歳と制定されたことの影響を受け、以下の附則第3条が設けられたと考えられる。

日本国憲法の改正手続に関する法律

<前略>

附則第3条

① 国民投票法が施行されるまでの間、18歳以上の者が国政選挙に参加することができ

4 永田菊四郎『新民法要義 第1巻総則』[1965] 94頁以下。

ること等となるよう、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講じることとする。

② 第1項の措置が講じられ、18歳以上の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、国民投票法の投票権者の年齢は20歳とする。

2 国民投票法附則第3条設置の経緯と理由

この条文設置に関しては、次章で検討する法制審議会「成年年齢部会」の審議の場に提示された資料⁵において以下のような説明がなされている。

国民投票法との関係について

国民投票法案は、平成18年5月に与党議員により国会に提出されたが、当初の案は、国民投票の投票権者の範囲を20歳以上の者とするとしていた。しかし、国会における審議の過程で、諸外国の現地調査や文献調査が行われ、その結果、18歳以上の者に国民投票の投票権を与えるのが世界標準であるという認識が幅広く共有され、平成19年3月、与党は、国民投票の投票権者を18歳以上の者とするという修正案を提出し、附則第3条において、国は、この法律が施行されるまでの間に、満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとして定めた。

この附則を設けた理由については、同法案の国会審議における同法案の提出者の答弁等において、①公職選挙法の選挙年齢を戦後20歳に引き下げた理由として、民法の成年年齢が20歳であることが挙げられており、民法上の判断能力と参政権の判断能力とは一致すべきであること、②公職選挙法の選挙年齢と国民投票の投票権年齢は同じ参政権であることから、一致すべきであること、また、③諸外国においても、成年年齢に合わせて18歳以上の国民に投票権・選挙権を与える例が非常に多いことが挙げられている。

3 小括

国民投票法の立法趣旨は憲法改正の具体的手順を制定することであったが、投票年齢を18歳としたことから、国会審議において、公職選挙法の投票権者の年齢や民法の成年年齢も18歳とすべきであるという意見が出された結果、わが国の法律上の明文の規定として、民法の成年年齢の引下げがなされるべきとの考え方が示される形となったのである。

5 「国民投票法との関係について」<https://www.moj.go.jp/content/000012402.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

V 法制審議会「成年年齢部会」における審議

1 概観

第V章における考察のとおり、国民投票法附則第3条に規定をもとにして、民法における成年年齢引下げの議論が法務大臣の諮問機関である法制審議会「成年年齢部会」において始まった。第1回は平成20年（2008年）3月11日であり、全15回の審議であり、第15回目の審議である平成21年（2009年）7月29日をもって審議終了となった。

本章では、法制審議会「成年年齢部会」の審議を検討するものであるが、2節から6節までは、「成年年齢部会」において提示された資料で筆者が重要であると感じたものを考察することにする。

2 世論調査 《法制審議会 成年年齢部会第8回審議参照資料》

法制審議会「成年年齢部会」の審議期間中に世論調査が実施された。成年年齢引下げの是非やその理由などを問うものである。以下に資料⁶の抜粋情報を掲載する。

第1 世論調査の形式等

- 1 調査対象 全国18歳以上の男女 5000人
 - 2 調査時期 平成20年7月10日～同月27日
 - 3 調査方法 調査員による面接聴取
 - 4 回収結果 有効回収 3060人
- 第2 契約を一人ですることができる年齢の引下げについて

◇引下げの賛否

賛成 19.0% 反対 78.8%

○賛成の理由（上位2つ）

- ・働いて稼いだお金は自分の判断で使えるようにしてもよいと考えられるから
46.5%
- ・権利を与え、義務を課すことによって、大人としての自覚を促すことができるから
41.3%

○反対の理由（上位3つ）

- ・経済的に親に依存をしているから 60.2%
- ・自分がしたことについて自分で責任をとることができないから 54.7%
- ・自分自身で判断する能力が不十分であるから 51.5%

【筆者による若干の検討】

世論調査においては、国民の約2割しか賛成しておらず、約8割が民法の成年年齢引下げに反対であるという顕著な結果が示された。法制審議会の審議にも大きな影響を与えたと思われるが、法制審議会の結論自体にはこの世論調査が直接に影響とは言えないようである。

6 「世論調査の結果概要（成年年齢の引下げについて）」
<https://www.moj.go.jp/content/000012482.pdf>（最終閲覧日2022年6月22日）

3 世界各国の成年年齢に関する資料

法制審議会「成年年齢部会」の審議においては、世界各国の成年年齢の現状とその引下げなどの年がいつであったかなどの資料⁷が提示された。以下の表は、その資料をもとにして筆者が整理したものである。

国名	成年年齢	成年年齢引下げの時期	
アメリカ (ニューヨーク州)	18歳	1972年	21歳→18歳
アメリカ (カリフォルニア州)	18歳	1974年	21歳→18歳
イギリス	18歳	1969年	21歳→18歳
フランス	18歳	1974年	21歳→18歳
ドイツ	18歳	1974年	21歳→18歳
イタリア	18歳	1975年	21歳→18歳
スウェーデン	18歳	1974年	20歳→18歳

〔筆者による若干の検討〕

資料ではこのほかの国々についても提示されていたが、ここで採り上げた国については、1970年代前半から中ごろにかけて21歳から18歳へ引下げが多い。後の法制審議会の審議の中でもその理由が取りざたされるが、合衆国においてこの年に引下げがあったことはベトナム戦争の徴兵との関係があったとの指摘がなされていたようである。

4 大村敦志教授の立法論

成年年齢引下げに関する学説は法律論だけでも多岐にわたるが、ここでは、法制審議会の資料として唯一提示された東京大学名誉教授の改正立法案の結論的部分のみを採り上げたい。

大村敦志教授は以下のような「立法案」を示す論文⁸を発表していた。

- 第一は、10歳までに達するまでの子供を「幼年」とする。
⇒ より立ち入った保護を与える。
- 第二は、15歳以上18歳未満の若者を「準成年」とする。
⇒ より広い範囲での社会参加を促す。
- 第三に、18歳以上25歳未満の若者を「初成年」とする。
⇒ その自律性を認めつつ、社会的な支援を行う。

〔筆者による若干の検討〕

この提案は、「成年」を段階的に捉えて、若者の自律を認めることと保護の手厚さの割合を徐々に形成させていこうとするものである。法制審議会での議論に直接的な影響を与えたとは言えないが、成年年齢引下げ法案成立後の消費者被害救済立法において、影響を残したとも考えられる。

7 「諸外国における成年年齢等の調査結果」
<https://www.moj.go.jp/content/000012471.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

8 大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書」法曹時報59巻9号2863頁。

5 日本弁護士連合会の意見書

法制審議会の審議期間中に日本弁護士連合会から「意見書」⁹が提出された。「意見書」の内容について、筆者が重要と思われる部分のみを抜粋したので、掲げてみたい。

- 民法の成年年齢を引き下げることについては、若年者の自己決定権が早期に実現するなどの点では積極的意義も認められる。
- 成年年齢を引き下げることにより、18歳、19歳を被害者とする消費者被害の拡大が予想されるが、現状ではこれに対する適切・有効な対策が見いだせない。
- 日本社会において、何歳以上を「成年」として扱っていくのかについては、現在国民的なコンセンサスが成り立っていると見えない状態である。
- 成年年齢引下げには慎重であるべき

〔筆者による若干の検討〕

この意見書では、冒頭部分で、「若年者の自己決定権が早期に実現」されるなどという成年年齢引下げの意義についての言及があるものの、それはわずかであり、大半は引下げの議論は慎重にすべきであるとの見解の提示に紙面を割いている。結論的にも慎重論となっている。

6 法制審議会「成年年齢部会」の審議内容

(1) 概観

全15回にわたり、法制審議会「成年年齢部会」の審議が行われた。部会長は当時の早稲田大学の鎌田薫教授であった。本節では、特に、「成年年齢引下げの意義」および「デメリット」に関する発言に注目しながら、筆者なりの視点で重要と考えた発言を抜粋するものである。

(2) 第1回目の審議における重要な発言

- 佐藤幹事 先ほど来、ご説明いたしておりますとおり、国民投票法が昨年できまして、それで 附則のほうで民法等についても検討するということになりまして、これがきっかけといえばきっかけでございます。その中で、先ほども部会資料1等でも説明しましたが、やはり18歳が世界標準であるという認識が幅広く共有されたとか、こういう答弁もされておりますので、そこら辺も踏まえて、これを機にやはり議論してみようということ議論するということになったということによろしいのかと思っております。(以上、佐藤発言¹⁰)

〔筆者による若干の検討〕

今般の成年年齢引下げの議論の発端が国民投票法制定であることが示されている。また、成年年齢18歳は世界標準であることも述べられている。

9 「民法の成年年齢の引下げの是非についての意見書」
<https://www.moj.go.jp/content/000012491.pdf> [23頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

10 「法制審議会民法成年年齢部会第1回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012401.pdf> [26頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

<26頁>

○青山委員 民法の成年年齢を引き下げかどうかという審議を開始するのが、唐突ではないか という率直な感じがするという意見も、私には非常によく分かるんですけども、これは先ほど事務当局がお答えになったように、基本的な憲法改正手続で18歳になったこととの関係で民法はこのままにしておいていいのかということが、我々自身に突き付けられている。そのことが直接的なきっかけになって、こういう部会が立ち上がったことが、唐突感をもたらしているというふうに思っております。しかし、今まで長く安定した成年年齢20歳というものを、見直すきっかけがそういうことからきたんだ。それをいい機会に利用できれば、大変よいのではないかとこのように思っております。（以上、青山発言¹¹）

<26～27頁>

○平田幹事 幹事の平田でございます。ここで改正する必然性の議論なんですけれども、何十年も安定した状態だというのは間違いのないと思います。しかし、その間にいろいろな法制度が整ってきて、いろいろなひずみも起こっていると思うんですね。例えば児童福祉法、児童虐待防止法というのは、18歳という年齢で引かれている。18歳になったら逃げられる年齢だからということで、福祉の対象から外されるわけなんですけれども、2年間は親権に服さなければいけない。親権で、居所指定権と職業許可権とがあります。だから逃げようと思っても逃げられない状態、2年間というのが児童福祉法制の中でできてしまっている。このひずみをどこかで調整しないと、例えば虐待を受けて逃げようとしても、逃げられない2年間というのができてしまうのではないかと。では未成熟だから、20歳まで児童にしておこうというのも失礼な議論ではないか。そういういろいろな法制度の調整もしなければいけないと思います。片や先ほどお話があったように、今、20歳になった途端に若年層にマルチ商法の働きかけというのが非常に増えている。これは20歳に成りたての人をターゲットにした勧誘商法です。成年年齢が18歳に下がることによって、当然18歳をターゲットにしたマルチ商法の勧誘が増えるだろうという気はしております。（以上、平田発言¹²）

〔筆者による若干の検討〕

児童福祉法と児童虐待防止法による若年者の保護は18歳までであることから20歳まで親権に服さなければならぬとする現状のままでは、若年者に不利益があり、これを解消することには一つの意義があるとの見解である。また、同時にマルチ商法などの消費者被害が若年成年に及んでしまうという懸念も示されている。

（3）第2回目の審議における重要な発言

特になし¹³

11 「法制審議会民法成年年齢部会第1回会議事録」

<https://www.moj.go.jp/content/000012401.pdf>（最終閲覧日2022年6月22日）

12 「法制審議会民法成年年齢部会第1回会議事録」

<https://www.moj.go.jp/content/000012401.pdf> [26頁以下]（最終閲覧日2022年6月22日）

13 「法制審議会民法成年年齢部会第2回会議事録」

<https://www.moj.go.jp/content/000012421.pdf> [27頁]（最終閲覧日2022年6月22日）

(4) 第3回目の審議における重要な発言

○高橋参考人 先ほどの話で私が申し上げたかったのは、やはり子どもにも自己決定権はあるはずで、未成年者保護とって親権者の同意が必要というのは、逆に言えば、子ども本人の意向だけでは物事が決められないという制度なんだと思うんですね。ですから、本当に成熟度の問題で子どもにとって利益の方が高いのであれば、むしろ親の同意というのは外してあげて、子ども自己決定権を尊重してあげる方が利益だろうという、そういう趣旨で申し上げました。(以上、高橋発言¹⁴)

＜このほか、この回は消費者トラブルに関する一般的な議論が中心であった。＞

〔筆者による若干の検討〕

成年年齢を引き下げれば、成熟度の高い18歳、19歳の者については、「自己決定権」が尊重されるというメリットが述べられている。

(5) 第4回目の審議における重要な発言

○藤井参考人 (18歳以上の未成年者を雇用する側からの意見として、・・・)
やはり雇用関係という点から見ますと、成年であろうが未成年であろうが、給与の支払いの対象者、あと労働力の提供者として見る限り、対象にとっては何ら変わりはない存在ですので、未成年者ということで区別する必要性というのはどこにも見当たらないと思います。むしろ先ほどの財産処分というようなことを考えれば、権利制限から解放してもよいのではないかという考え方もあり得るでしょうし、ある意味大人としての自覚、自立というものを促すということからすると、社会への責任感というものでは仕事の上でも好影響を与えるのではないかという考えを持ちました。(以上、藤井発言¹⁵)

〔筆者による若干の検討〕

若年者が「財産処分」を自由に行えるようになることについての意義が述べられている。

(6) 第5回目の審議における重要な発言

＜精神の発達という観点からの参考人を交えた審議が行われた＞

○菊池参考人

ヒアリング事項の四つ目にある民法の成年年齢を18歳に引き下げるといって、親の同意なく契約ができるようになり、親の監護・教育を受けなくてもよいといったところが出てきますけれども、こういった問題はしばしば否定的に考えられて取り上げられることが多い。つまり、そういうことがあると大変なことになりそうだといいことが何となくある。そうではなくて、そういうことをすることによって初めて人はそのような発達やそのような力がそこに生まれると考えることができるのではないか。つま

14 「法制審議会民法成年年齢部会第3回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012429.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

15 「法制審議会民法成年年齢部会第4回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012436.pdf> [16頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

り、幾つになったらできるのかというよりも、できるような条件をそこにつくることができるのかということが重要なのではないかということでもあります。(中略)

今、なかなか大人になれない、自立できないといったことがしきりに言われている。その論調は、そのままそれを考えていきますと、20歳はおろか、25歳になっても、時には30歳になっても、大人ではないといった議論になってしまうことになる。そういうことをここで考えているわけではないのだらうと思います。そうではなくて、子どもたちのそういう自立というのがいろいろ問題であればあるほど、そういうことをより促進していくために何が必要だろうかと考えますと、この問題は、18歳ということにすることによって子どもたちに社会的参加や社会的活動といった経験をさせていくことに大きな意味があるように思います。(以上、菊池発言¹⁶)

〔筆者による若干の検討〕

なかなか自立できない成年がいるという現状を踏まえて、成年年齢引下げは、子どもの社会的参加や社会的活動を経験させる機会の増加につながるという肯定的側面があることを述べていると受け止められる。

○斎藤参考人

(若者の非社会性について・・・)

フリーター人口も多少の増減はあるとしても増大しておりますし、ニート、パラサイト・シングル、晩婚化、すべてこれらの傾向は経年変化として増大傾向にあるというもののばかりであります。ですから、これらの言葉はいまだに非常にリアルに若者の現状を反映する言葉として生き延びてきたと言うことができるわけです。(中略)

日本の若者の未成熟さの問題が非社会化傾向としてあらわれているということが大前提で、それゆえにこういった方向での法律の変更というのは彼らをますます厳しい状況に追い込む可能性があるのではないかということを考えますので、そのような意見を持っております。(中略)

(若者を支援するという議論を受けて、…)

私も、菊池先生、宮本先生と現状認識はほぼ変わらないと思います。キャリア教育やシティズンシップ教育の必要性とか、その他の様々な若者をサポートする法整備の必要性に関しても全く意見は変わらないのですが、問題は順番の問題といいたいでしょうか、部会資料22につけたコラムにも書いたのですが、例えばよくEU、ヨーロッパ並みに18歳に下げましょうという議論がありますけれども、この議論をする前提として大事なことは、だったらEU並みに若者支援も、法整備も、システムを整備してから下げるのであればいいかもしれない。ただ現状では、非常に立ち後れた現状がまずある。

(以上、斎藤発言¹⁷)

16 「法制審議会民法成年年齢部会第5回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012445.pdf> [13頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

17 「法制審議会民法成年年齢部会第5回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012445.pdf> [20頁以下] (最終閲覧日2022年6月22日)

〔筆者による若干の検討〕

若年成年に、フリーター、ニート、パラサイト・シングルといった弱者がいることを現状において懸念しており、これらの若年成年に十分な支援や法整備を行った上で、成年年齢の引下げがなされるべきであるという見解である。

(7) 第6回目の審議における重要な発言

〈特になし〉〈発達障害者や家庭環境の良くないマイノリティーに関する議論が中心〉¹⁸

(8) 第7回目の審議における重要な発言

○遠山参考人

例えば、日本の離婚後の単独親権制度の下では、離婚時に親権の帰属の争い、つまり子の奪い合いという問題が起こります。この点については、その紛争から子どもが解放される時期が繰り上がるというメリットがあるかもしれないと考えております。(中略)

親権の終期の繰上げというのは、離婚後の養育費の支払いの終期の繰上げということになって、子どもの大学進学のを機会を狭めるのではないかという懸念が生ずるということでございます。

(参考人の意見表明が出そろった後の議論で、・・・)

多分、無条件に18歳に下げましょうという人は、あまりいないのではないかと考えております。必ず下げる考えの方は条件が付いている。それは下げることによって生ずる弊害に対するサポート、それから、久保野先生がおっしゃっているとおり、今でも結構十分ではないから、それも充実させなくてはいけないというところは、引下げ論の方々も大体共通のところではないかというふうに思っています。(以上、遠山発言¹⁹)

〔筆者による若干の検討〕

成年年齢引下げにより親権の行使できる期間が縮まることのメリットが述べられている。また、両親の離婚後の養育費については、支給期間が縮まる可能性についての懸念が示されている。

○久保野参考人

私も大学で教えておりますので、18歳、19歳の人たちとは日々接しておりますけれども、成年年齢の引下げは、社会経験を積ませるところが大きいかと思っておりますので、必要な保護を与えながら、社会経験を積ませる機会を与えられるようにしていければ、もちろんメリットはあると思います。(以上、久保野発言²⁰)

〔筆者による若干の検討〕

18・19歳の者に社会経験を積ませるという意味におけるメリットがあるとの認識が示されている。

18 「法制審議会民法成年年齢部会第6回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012454.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

19 「法制審議会民法成年年齢部会第7回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012462.pdf> [4頁以下] (最終閲覧日2022年6月22日)

20 「法制審議会民法成年年齢部会第7回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012462.pdf> [29頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

（9）第8回目の審議における重要な発言

○始関委員

今非常に重要な御議論をいただいていると思うのですが、その関係で、部会資料32の3ページにある引下げに賛成の意見の概要の中で、「高学歴化が進む中、大人への移行期が長期化しているが、だからこそ成年年齢を引き下げ、若年者が早期に社会の一人前の構成員になるという意識づけを行うべきである」というのがあります。改正というのは、現行法が現代社会に適合していないので改める必要があるというのが最も典型的な改正ですけれども、そうではなくて、よりよくするための改正というのもあると思うのです。今もそれなりにいいのだけれども、よりよくしていくためという観点からの御意見なのかなと思ひまして、こういう政策論的な、つまり高学歴化を支える若年者を早く一人前にすべきだというような政策論についてどうお考えになるかということも御議論いただけると有り難いと思います。（以上、始関発言²¹）

（10）第9回目の審議における重要な発言

<これまでの引下げのメリットの整理>

○佐藤幹事

- ①近年、親から虐待を受けたり、金銭的な搾取を受けている子どもが増加している、また、ニート対策を行政機関が行おうとしても、親から拒まれて適切な対策がとれないことがある、成年年齢を18歳に引き下げることによって、18歳、19歳の者を親の親権から解放することができるという御指摘がございました。
- ②既に実質的には親から独立して生活をしている18歳、19歳の者が親の同意がなくても契約をすることができるという御意見もございました。
- ③成年制度を諸外国と一致させることにより、国際取引がスムーズにいくようになるという意見も出されました。

<デメリットの整理>

他方、成年年齢を引き下げた場合のデメリットといたしまして、④成年年齢を引き下げると消費者問題が増加したり、18歳、19歳の若年者の消費者トラブルが増加するなどのおそれがある、⑤今回の法制審議会における検討は、民法のみの検討を行うということであるが、民法の成年年齢を引き下げると、少年法など他の法律の年齢の引下げに事実上つながるおそれがあるという意見が出されました。そのほか、前回の部会では成年年齢は20歳であるという文化が我が国には根づいており、多くの国民が引下げに反対という現状を重視する必要があるという意見も出されました。（以上、佐藤発言²²）

【筆者による若干の検討】

委員から成年年齢引下げのメリットとデメリットの整理についての発言がなされた。

21 「法制審議会民法成年年齢部会第8回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012481.pdf> [26頁]（最終閲覧日2022年6月22日）

22 「法制審議会民法成年年齢部会第9回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012486.pdf> [2頁]（最終閲覧日2022年6月22日）

○山本委員

この先、日本社会のありようを考えたときには、宮本先生もおっしゃっていましたが、そういう意味で若者を積極的に社会参加をさせ、責任も持たせ、権利も与える。そういう社会にすることが活力のある社会になっていくのではないか。そして、そのことは諸外国でも、日本が初めてやる話ではなくて、18歳を成年年齢としている国は諸外国に多くあるわけです。そのことは十分国民的な議論と合意形成がなされれば可能であるし、新しい日本社会に向かって進んでいくことができるのではないだろうか、という意味で私は下げるべきではないかと考えております。(以上、山本発言²³)

〔筆者による若干の検討〕

この山本委員の発言の意義は結果として大きなものとなった。すなわち、若者に権利と義務を与えることの重要性は若者自身のみにあるのではなく、わが国全体の社会の完全な構成員として参画させることが、わが国の社会を活力あるものにするという、わが国の社会にとってのメリットがあるという趣旨の発言である。

(11) 第10回目の審議における重要な発言

〈日弁連の意見書を中心に審議がなされた〉²⁴

(12) 第11回目の審議における重要な発言

〈中間報告書(案)が提示された〉²⁵ *審議時間は30分程度と短かった。

(13) 第12回目の審議における重要な発言

〈パブコメを踏まえた議論と、文部科学省中等教育課長が関係官として述べた意見を中心に議論されている。〉²⁶

(14) 第13回目の審議における重要な発言

〈荒川関係官は総務省の官僚である。国民投票法における国会審議での国会議員の発言を多数引用した後、・・・〉

○荒川関係官

理論的に一致する必要がないということはもちろん承知してございますけれども、そういうことを申し上げたいのではなく、今までの国会での審議から考えまして、民法上の成年年齢と選挙権年齢が異なるということであれば、これはまた一つの議論が必要で

23 「法制審議会民法成年年齢部会第9回会議議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012486.pdf> [28頁] (最終閲覧日2022年6月22日)
24 「法制審議会民法成年年齢部会第10回会議議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012489.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)
25 「法制審議会民法成年年齢部会第11回会議議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012495.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)
26 「法制審議会民法成年年齢部会第12回会議議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012497.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

あろうと思っているわけでございます。この法律の成り立ちからいたしまして、密接不可分で同じであるべきだという議論がなされてきたものと承知をしているということでございます。(以上、荒川発言²⁷⁾)

○嶋関係官

そこまでのことは申し上げたつもりはないのですが、我々が審議過程を拝見したときには、先ほど荒川関係官から御説明しましたが、選挙権年齢と成年年齢を密接不可分だという前提で議論されていたと承知しています。ですから、それが変わった場合については、果たして公職選挙法だけで下げるのかどうかということや立法政策としてやるのかどうかということについては議論になるのではないかと考えているということでございます。(以上、嶋発言²⁸⁾)

(15) 第14回目の審議における重要な発言

〈特になし〉〈提示された第一次最終報告書案についての審議〉²⁹

(16) 第15回目の審議における重要な発言

〈特になし〉〈提示された第一次最終報告書案についての審議〉³⁰

7 法制審議会「成年年齢部会」の審議結果の整理

法制審議会「成年年齢部会」の審議の結果は、「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」³¹において取りまとめられた。

目次では以下のとおりである。

- 第1 検討の経緯等
- 第2 国民投票の投票年齢、選挙年齢との関係
- 第3 民法の成年年齢引下げの意義
- 第4 民法の成年年齢を引き下げた場合の問題点及びその解決策
- 第5 その他の問題点
- 第6 結論

27 「法制審議会民法成年年齢部会第13回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012503.pdf> [10頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

28 「法制審議会民法成年年齢部会第13回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012503.pdf> [11頁] (最終閲覧日2022年6月22日)

29 「法制審議会民法成年年齢部会第14回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012518.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

30 「法制審議会民法成年年齢部会第15回会議事録」
<https://www.moj.go.jp/content/000012522.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

31 「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」
<https://www.moj.go.jp/content/000012523.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

5 まとめ

以上検討してきたとおり、民法の成年年齢引下げは、若年者を将来の国づくりの中心としていくという、国としての強い決意を示すことにつながる。また、18歳に達した者が、自ら就労して得た金銭などを、法律上も自らの判断で費消することができるようになるなど社会・経済的に独立した主体として位置付けられるという点で、有意義であるといえることができる。

国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても自己の判断と責任において自立した活動がすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

以上が第3の項目の「5 まとめ」の全文である。

この「まとめ」は非常に象徴的である。アルバイトで稼いだ金銭などを自らの法律上の権限に基づいて自由に処分できるなどとするメリットよりも先に、若年者が国の完全な構成員となることの国にとってのメリットが成年年齢引下げのメリットであると述べているのである。この他、国民投票法や選挙年齢などの関係性が強調されており、真の意味で若年者自身にとってのメリットが大きいものと感じられない報告内容となっている。

VI 国会における審議内容

1 概観

現在、法務省のウェブサイトにおいて、「成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑（要約）」というPDF³²を閲覧することができる。

本章では、国会の質疑応答を一問一答で検討するのではなく、右要約を参考にして、国会審議の重要項目を採り上げてみたい。

2 主な質疑応答

筆者が着目するのは、やはり、成年年齢引下げの意義である。これについては以下のよう
に要約されている。

【事項】成年年齢を引き下げる理由

【質問内容】民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることとした理由は何か。

【答弁内容】

若年者の積極的な社会参加を促すという観点から、18歳、19歳の者に、国民投票法の投票権及び公職選挙法の選挙権が既に与えられている。このような国政上の判断がされ、それが我が国の社会に定着してきたことを踏まえると、法制度としての一貫性や簡明

32 「成年年齢引下げに関連する国会における主な質疑（要約）」
<https://www.moj.go.jp/content/001268549.pdf> (最終閲覧日2022年6月22日)

性といった観点からは、市民生活の基本法である民法においても、18歳、19歳の者を経済取引の面で一人前の大人として扱うことが適当であると考えられる。また、世界的にも成年年齢を18歳と定めるのが一般的となっている。さらに、学習指導要領の改訂により、高等学校までの教育課程において、消費者教育、法教育及び金融経済教育の取扱いの充実が図られており、成年年齢を引き下げる環境整備も図られている。(4月24日衆・本会議、法務大臣)

〔筆者による若干の検討〕

若年者自身にとってのメリットが何ら示されていない。

【事項】 成年年齢を引き下げる意義

【質問内容】 今般の成年年齢の引下げの意義は何か。

【答弁内容】

成年年齢の引下げは、国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上18歳以上の者を大人として見るとの判断がされたという政策的な流れの中に位置付けられるものであり、18歳、19歳の若者に参政権という権利を与えるとともに、私法上も大人として扱うことにより、これらの者が責任ある立場で積極的に社会に参加することを促進し、ひいては我が国の将来を活力あるものにするにつながると考えられる。また、成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の者は自ら就労して得た金銭などを自らの判断で使うことができるようになるほか、自ら居所を定めたり、また希望する職業に就いたり、未成年であることが欠格事由とされている様々な職業にも就くことができるようになる。これは、若者の自己決定権を様々な場面で尊重するものであり、若者にとって大きな意義がある。(5月31日参・法務委、法務大臣)

〔筆者による若干の検討〕

法制審議会の最終報告書の記載内容とほぼ同じ答弁である。若年者の利益というよりも、わが国の社会を活力あるものにするためであったりとか、選挙年齢との関係性が強調されている。

このほかに関しては、成年年齢引下げに伴って予測される消費者被害への対策などに関する議論が多岐・大量に行われている。

Ⅶ 総合的検討 —結びに代えて—

本稿の検討結果を総合的に整理したうえで、今般の民法における成年年齢引下げの改正立法について筆者の考えを示してみたい。

はじめに本稿の検討結果の整理からである。第一に、今般の民法における成年年齢引下げの議論の契機は、民法学研究者や18歳・19歳の利害関係者による発案ではなく、国民投票法の制定に際して附則第3条が民法における成年年齢引下げの方向性を示す明文規定を設置したことによるものである。このことは、国民投票法の条文やその制定過程に関する本稿の検討（Ⅳ章1節、2節）や法制審議会「成年年齢部会」の審議内容（Ⅴ章6節(2)ほか）からも明確に示されている。少なくともこの議論の発端は、民法学関係者からの発議によるものではなく、別の立法に関する議論との関係から生じたものであることを認識しなければならない。

第二に、成年年齢引下げの「意義」に関しては、18歳・19歳の若年者の「自己決定権の尊重」が強調されている。法制審議会の審議のとりまとめ（Ⅴ章7節）においては、18歳・19歳の者がアルバイトなどで稼いだ賃金を自らの法律上の権限に基づいて処分できるといった趣旨が盛り込まれている。しかし、このことは改正前の段階において大きな法律問題となっていたとは考えられない。「自己決定権の尊重」という理念が実現されることは尊いが、その具体例が小さな問題となっているということに筆者は落胆する。また、自己決定権の尊重という意義は、国会の審議過程（Ⅵ章2節）でもかなり重要視された点であるが、やはりその具体例となると大きな問題は示されていないようにも受け止められる。

第三に、では、今般の成年年齢引下げの意義はどこに求められるのであろうか。法制審議会の議論においては、本稿で第Ⅴ章6節（8）および（9）で採り上げた発言や、国会審議における質疑応答における第Ⅵ章2節などの整理によれば、日本というわが国が、18歳・19歳の者を完全な行為能力の主体となることで、そのような若者が社会に参画することに、わが国全体にとっての利益があることが強調されている。若者の活力を生かした社会構造を構築することがわが国全体に資するという考え方である。

第四に、他方で、18歳、19歳の者には、民法上の法律行為の未成年者取消権が行使できなくなるなどから、悪質商法の被害者となってしまうことが懸念されている。そして、この点についての救済策の議論・検討こそが、今、最も活発な議論を呼んでいるのである。

以上の検討結果を踏まえて、筆者の考えを示すならば、以下ようになる。すなわち、今般の民法における成年年齢引下げについて、若者をフルメンバーシップにおいて社会に取り込み、社会全体に活力を与えようとするところに、最大の目的があるというのであれば、それに伴う18歳・19歳の若者自身に降りかかる不利益は国家的ないし国民的な責務として、これを取り除かなければならない。現在最も活発な消費者被害救済問題もその解決を図るべきことは言うを待たない当然の議論なのである。そして、そのことに拘泥して、今般の民法における成年年齢引下げの議論を終焉させてはならないはずである。発生しうる問題の補填のための施策のみならず、成年年齢引下げの「意義」を最大限に引き上げるための施策の検討と立法作業が必要なのではないだろうか。学業や研究の分野でも、ある

いは、スポーツや芸術などの分野でも天才的な能力を発揮している若年者はすでに多数存在している。例えば、若者自身にとってのメリットを生み出すためにそのように成熟して活躍の期待できる若年者自身にとっての利益をより一層増幅できるような施策が検討されるべきである。例えば中等教育において学年の飛び級を認める制度であったり、若年者固有の起業支援であったり、「意義」を最大化する施策は様々に考えられるはずである。そのような「意義」の拡張を図る施策が、現時点ではほとんど見当たらないということに筆者は問題があると感じる。

いずれにしても、成年年齢引下げに関する議論とその資料や文献はあまりにも膨大であり、本稿で処理しきれぬものではないことは冒頭に述べたとおりであるが、本稿では、民法の第4条の改正という立法過程の審議を検討することに限定して、考察を行ない、そこから得られた検討結果を筆者なりの視点でのべさせていただいたものに過ぎない。この議論の奥行きは深く、本稿は筆者のこのような研究の端緒とさせていただければ幸いである。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)

A Study on the Adult Age Lowered to Eighteen Years Old in the Civil Code of Japan : Focusing on the Reform Legislation Process

TANIGUCHI Satoshi

Abstract

In 2018, the Civil Code of Japan was revised to lower the adult age, previously set as 20, to 18. Revision of the law went into effect on the 1st April 2022. Although the adult age stipulated in the Civil Code has become 18, same as in the United States and European countries, by the revision, the author recognizes some problems.

The discussion lowering the adult age in the Civil Code started following consideration of the lowering of adult age specified on the Appendix 3 of the National Voting Act which stipulates procedures to amend the Constitution. Since establishment of the revised Civil Code in 2018, discussion on remedies for 18 or 19 year-old victims of dubious business practices abounds.

The meaning of the recent law revision lowering the adult age in the Civil Code is thought to create a society that young people play active part as the full member. The significance is very important, but the author believes that the significance and benefits for young people should be carefully considered also before enforcement of the measures.